

園芸施設共済



3. 施設内農作物の共済価額（評価額）

共済事故が発生したときには、共済価額を基礎に損害額を算出し共済金が支払われます。

1. ハウスの1㎡当たり再建築価額（新築価額）を基礎に設定します。

2. 設置面積が同一で、同一仕様のハウスであれば栽培される作物の種類によって評価額が異なります。（施設内農作物価額算定率の高い順に）

花き類>果菜類>葉菜類

3. 同一ハウスで2種類以上の作目を栽培する場合は（前後あるいは同時に）、価額算定率のいちばん高い率の作目で設定します。

例：果菜類と葉菜類を同一ハウスで時期を前後して、あるいは同時に栽培する場合は果菜類の価額算定率で評価額を設定します。

◆間口4間×奥行15間（7.2m×27m4-2型）60坪パイプハウスでの計算例

施設内農作物の種類	再建築価額（新築価額） ハウス本体	施設内農作物 評価額	評価額合計	備考
花き類	791,000 円	344,000 円	1,135,000 円	ハウス本体と花き類を補償対象とした場合。 ハウスは新築の場合。
果菜類	791,000 円	271,000 円	1,062,000 円	ハウス本体と果菜類を補償対象とした場合。 ハウスは新築の場合。
葉菜類	791,000 円	76,000 円	867,000 円	ハウス本体と葉菜類を補償対象とした場合。 ハウスは新築の場合。

※施設内農作物を選択する場合は、ハウスの再建築価額と施設内農作物評価額を合わせてハウス全体の評価額とします。

再建築価額とは、現に所有するハウスと同様の施設を再建築するのに要する費用に相当する金額のことをいいます。園芸施設共済では、原則として設置面積にハウスの種類別（パイプハウス、鉄骨ハウス、ガラス室）の標準的な単価を乗じて設定します。

※ハウス建築後、年月が経過している場合は、経過年数に応じて時価現有率を乗じます（時価で評価します）。

※使用している資材によりハウスの評価額が異なる場合があります。